

## 公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

久留米市立学校タブレット端末等導入について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

平成30年9月26日

久留米市長 大久保 勉

### 1 概要

#### (1) 品名

久留米市立学校タブレット端末等導入

#### (2) 仕様

LTE通信による利用が可能なタブレット端末（ソフトウェア及びサービス等を含む。）及び付属品等（以下「タブレット端末等」という。）の賃貸借（タブレット端末等の利用に当たり必要となる保守、研修等を含む。）

#### (3) 契約期間等

契約締結日（平成30年11月上旬頃）から平成32年11月30日まで。ただし、久留米市教育委員会と協議して決定した日（平成30年12月中を予定）までに、使用可能な状態で指定した学校に納入する。

#### (4) 納品・履行場所

（小 学 校）久留米市立篠山小学校、久留米市立田主丸小学校  
（中 学 校）久留米市立高牟礼中学校、久留米市立三瀨中学校  
（教育委員会）久留米市教育部学校教育課

### 2 予算額

提案見積額の上限は、総額17,620,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、企画提案書等の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- ① 福岡県内に本店、支店又は営業所等を有する法人であること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- ④ 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
  - ア 久留米市内 県税及び市税
  - イ 久留米市以外の福岡県内 県税
- ⑤ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- ⑧ 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）に基づく指名停止を現に受けていないこと。
- ⑨ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき電気通信役務を行う者であること。

#### 4 選考方法

上記3の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書等のプレゼンテーションを久留米市立学校タブレット端末等導入公募型プロポーザル審査委員会が審査、評価することにより候補者の選定を行う。

#### 5 応募手続等

##### (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒830-8520 久留米市城南町15番地3  
久留米市教育部学校教育課（担当 大峰）  
電 話 0942-30-9216  
F A X 0942-30-9719  
電子メールアドレス [gakkyo@city.kurume.fukuoka.jp](mailto:gakkyo@city.kurume.fukuoka.jp)

##### (2) 実施要項等の交付

実施要項や仕様書等の資料の交付については、次のとおりとする。

- ① 交付期間  
平成30年9月26日（水）から平成30年10月24日（水）までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土日祝日を除く。
- ② 交付場所  
上記5(1)に同じ。（久留米市ホームページでもダウンロード可）

##### (3) 実施要項等に対する質問期限及び回答

- ① 質問方法  
質問書（様式は実施要項に添付）を添付した電子メールで行い、着信確認の電話連絡を行うこと。
- ② 質問期限  
平成30年10月4日（木）17時15分までに必着
- ③ 回答方法  
平成30年10月9日（火）までに、質問書に記載したメールアドレス宛に電子メールで回答するとともに、必要に応じて久留米市ホームページに掲載する。

#### (4) 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。ただし、イ・ウは参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。なお、久留米市競争入札参加資格有資格者名簿の登載者は、イ・ウ・オ・カは不要とする。

##### ① 提出書類

資格審査に関するもの

- ア 参加申込書
- イ 登記事項全部証明書
- ウ 納税（滞納なし）証明書（国税、都道府県税及び市区町村税）
- エ 事業者概要
- オ 委任状（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）
- カ 役員等調書及び照会承諾書
- キ 参加資格に係る申立書
- ク 電気通信事業法に基づき電気通信役務を行う者であることを証する書類

企画提案に関するもの

- ケ 企画提案書
- コ 価格提案書

納税証明書（参加申込者の所在地区分ごとの必要書類）について

| 所在地区分 |            | 税区分   |                        | 提出証明書                      |
|-------|------------|-------|------------------------|----------------------------|
|       |            |       | 税目                     |                            |
| 市内    | 県外         | 国税等   | 法人税、所得税、消費税及び地方消費税     | 国税に未納がない証明<br>（納税証明書その3の3） |
|       |            | 福岡県税  | 法人事業税、個人事業税            | 福岡県税に未納がない証明               |
|       | 市外かつ<br>県内 | 久留米市税 | 法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税 | 久留米市税に滞納がない証明              |
|       |            | 久留米国保 | 国民健康保険                 | —                          |

（例1）市内の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出

（例2）県外の場合、「国税等」の証明を提出

##### ② 提出場所

上記5(1)に同じ。

##### ③ 提出期限

資格審査に関する書類は、平成30年10月9日（火）必着  
企画提案に関する書類は、平成30年10月24日（水）必着

##### ④ 提出方法

持参又は郵送で提出すること。郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法による。

**(5) プレゼンテーションの実施**

平成30年10月29日（月）実施予定

**(6) 審査結果通知**

プレゼンテーション審査を行った全ての者に文書で通知する。

**(7) 失格事項**

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合
- ③ 実施要項で示された提出期日、提出場所、提出方法及び提出書類の作成方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 価格提案書の金額が、見積り上限額を超過した場合

**6 その他**

詳細は、実施要項、仕様書によるため、参加希望者は必ず確認すること。